

生活扶助基準の一般国民との消費格差目標について

- 格差縮小方式から水準均衡方式への移行のきっかけとなった、昭和58年中央社会福祉審議会意見具申は、当時の生活扶助基準を「一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達している」と評価している。
- 同審議会がほぼ妥当と評価した根拠は、一般世帯と被保護世帯の消費支出格差ではなく、「変曲点」という概念を用いたものである。（2ページ参照）
- なお、この当時における一般勤労者世帯と被保護勤労者世帯の消費支出格差は約6割である。（3ページ参照）
- また、一般世帯と被保護世帯の消費支出格差に関し具体的な数値目標に言及したのものとしては、高度経済成長期の昭和37年の社会保障制度審議会意見具申や、昭和45年の「厚生行政の長期構想」がある。（4ページ参照）

格差縮小方式：一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小しようとする方式

水準均衡方式：生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に予想される一般国民の消費動向に準拠するとともに前年度までの実績との調整を図る方式

生活扶助基準及び加算のあり方について(昭和58年中央社会福祉審議会意見具申)(抄)

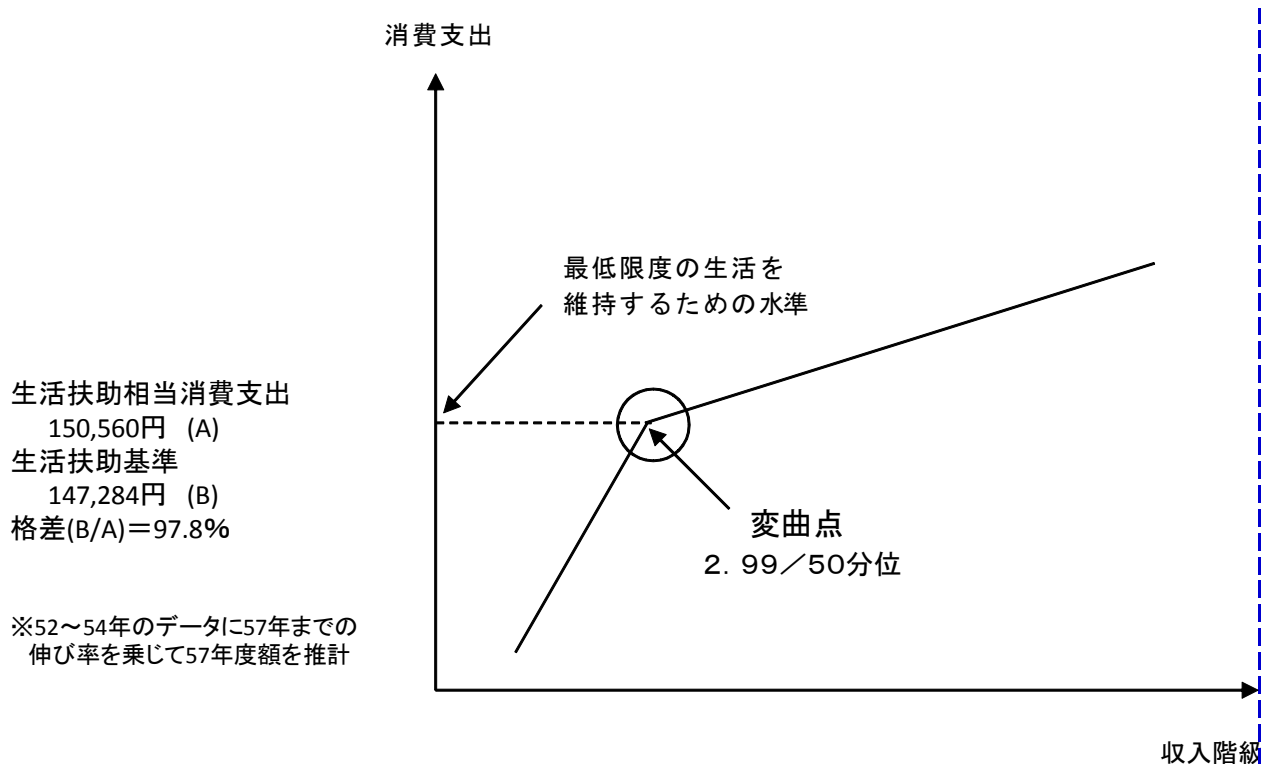
1 生活扶助基準の評価

- (1) 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なものであることは、既に認められているところである。
- (2) (略)
- (3) このような考え方にに基づき、総理府家計調査を所得階層別に詳細に分析した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているとの所見を得た。

変曲点について

(昭和58年中央社会福祉審議会意見具申の評価根拠)

- 消費支出は、所得が低下するにつれて、なだらかに低下するが、ある所得以下になると、消費支出、とくに社会的経費が急激に低下することが認められる。
- この急激に低下する「変曲点」は、それまで大部分の国民が維持してきた生活様式が保たれる限界点と解釈できる。
- この変曲点における生活扶助相当経費をあるべき生活扶助基準とみなし、総理府家計調査を分析した結果、4人世帯の消費支出とこれに見合う生活扶助基準額がほぼ均衡していたことから、現行基準はほぼ妥当との結論に至ったものである。



一般世帯と被保護世帯の1人あたり消費支出格差の推移

(東京都、月額)

年 度	一般勤労者世帯 (A) 円	被保護労働者世帯 (B) 円	格 差 (B/A) %
昭和35年度	9,039	3,437	38.0
36	10,295	4,275	41.5
37	11,203	4,984	44.5
38	13,291	5,883	44.3
39	13,870	6,528	47.1
40	14,636	7,351	50.2
41	16,006	8,277	51.7
42	18,017	9,360	52.0
43	19,376	10,202	52.7
44	21,731	11,487	52.9
45	24,639	12,648	51.3
46	26,957	14,335	53.2
47	30,524	15,935	52.2
48	35,128	19,657	56.0
49	43,788	24,705	56.4
50	49,071	28,421	57.9
51	55,953	31,934	57.1
52	58,259	34,054	58.5
53	63,535	37,390	58.8
54	66,386	39,089	58.9

資料：一般世帯については家計調査（総理府）、被保護世帯については被保護者生活実態調査（厚生省）による。

(注)1. 一般勤労者世帯は、農林漁家世帯を除く2人以上の勤労者世帯の平均である※。
2. 被保護労働者世帯は、2人以上の労働者世帯（日雇+家内労働）の平均である。

※家計調査が母集団地域を全国に拡大したのは昭和37年であり、それ以前は都市部が対象であった。また、農林漁家世帯を対象にしたのが平成11年、単身世帯を対象にしたのが平成14年である。

- 「1人あたり消費支出」とは、平均消費支出を平均世帯人員で除した額である。
- 世帯人員や世帯類型を合わせていないため、厳密な比較はできない。

一般世帯と被保護世帯の1人あたり消費支出格差の推移

(全国、月額)

年 度	一般勤労者世帯 (A) 円	被保護労働者世帯 (B) 円	格 差 (B/A) %
昭和54年度	59,261	36,752	62.0
55	63,149	40,170	63.6
56	67,096	43,844	65.3
57	70,576	47,047	66.7
58	72,505	48,140	66.4
59	75,149	50,447	67.1
60	76,518	51,700	67.6
61	78,161	53,602	68.6
62	79,350	54,360	68.5
63	82,559	56,376	68.3
平成元年度	86,147	59,058	68.6
2	90,431	62,182	68.8
3	94,108	64,220	68.2
4	96,254	65,591	68.1
5	97,157	66,248	68.2
6	97,144	66,726	68.7
7	98,529	67,241	68.2
8	100,623	68,540	68.1
9	100,743	69,048	68.5
10	100,553	70,002	69.6
11	98,046	66,931	68.3
12	98,652	68,396	69.3
13	95,571	68,691	71.9
14	94,740	69,187	73.0
15	94,028	66,007	70.2
16	95,095	69,976	73.6
17	95,359	71,421	74.9
18	93,687	73,661	78.6
19	94,332	72,132	76.5

資料：一般世帯については家計調査（総務省）、被保護世帯については被保護者生活実態調査（平成11年度まで）及び社会保障生計調査（平成12年度以降）（ともに厚生労働省）による。

(注)1. 一般勤労者世帯は、平成18年度までは農林漁家世帯を除く2人以上の勤労者世帯の平均、平成19年度は2人以上の勤労者世帯の平均である。
2. 被保護労働者世帯は、2人以上の勤労者世帯（常用雇用+日雇）の平均である。

生活保護基準の消費格差目標について

社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告
(昭和37年8月22日社会保障制度審議会) (抄)

二 現行生活保護水準の引き上げ

- (1) 国民所得倍増計画が推進され、国民一般の生活水準が高くなった今日、従来の保護基準はそれにおくれている。このおくれをとりもどすことは本格的な最低賃金制度の確立とともに最も必要なことである。
- (2) 生活保護水準の引き上げは、当面、昭和45年に少なくとも昭和36年度当初の水準の実質三倍になるように年次計画をたてる。この場合、消費者物価の上昇はもちろん引き上げのつど織り込むようにする。

中央社会福祉審議会生活保護専門分科会中間報告(昭和39年12月16日)(抄)

生活保護水準についてみると、数年来その水準は大巾に改善されてきたとはいいいながらも、全都市勤労者世帯の平均消費水準と比較すると未だ50%にも満たない低い水準におかれており、また、最近の一般国民の生活内容が急速に高度化し、かつ、所得階層間の格差が縮小しつつある現状にかんがみ、これに対応した生活水準とするためには、さらに相当の改善を行うことが必要である。

➤ 昭和40年度から格差縮小方式を導入

厚生行政の長期構想(昭和45年10月)(抄)

今後の保護基準の改善にあたっては、格差の縮小を更に推進し、一般勤労者世帯の消費水準の少なくとも60%程度を保障する。